

平成28年2月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成28年2月19日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

1 場 所 六戸町役場 2階小会議室

2 開会日時 平成28年2月19日(金)午後3時00分

3 閉会日時 平成28年2月19日(金)午後3時50分

4 出席委員(14名)

1番 古里厚子 委員	2番 金沢幸弘 委員
3番 小野寺邦男 委員	4番 田中誠 委員
5番 高館孝 委員	6番 四木俊一 委員
7番 久田伸一 委員	8番 木村喜和 委員
9番 吉田勝 委員	10番 三浦英雄 委員
11番 山内松次郎 委員	12番 新山秀男 委員
13番 斎藤正 委員	14番 渡辺耕一 委員

5 欠席委員(1名)

15番 金淵盛一 委員

6 会議に付した案件

町議案

報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第33号 農地の現況についての照会について

報告第34号 農用地利用配分計画の認可に係る通知について

議案第21号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について

議案第22号 六戸町農用地利用集積計画(案)について

議案第23号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について

議案第24号 平成28年度農作業労働賃金用標準額及び農地賃借料情報について

議案第25号 競(公)売買受適格者の証明について

県議案

議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7 会議録署名委員

5番 高館孝 委員 7番 久田伸一 委員

8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 外山昌彦 事務局 次長 佐藤一也
事務局 主査 吉本平

9 書 記
事 務 局 主 査 吉 本 平

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成28年2月10日告示招集いたしました平成28年2月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

職務代理者 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、外山局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますが、同条第2項により解消職務代理者が議事を整理いたしますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。
只今より、平成28年2月10日告示招集されました平成28年2月六戸町農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は、15番 金淵 盛一委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。
次に、議事録署名委員の指名を行います。
お諮りします。
議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
5番 高館 孝委員、7番 久田 伸一委員を指名します。
参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には吉本主査を任命します。
次に会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思い

ます。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、報告第 34 号
で 4 番 田中 誠委員が該当しますので発言権がございません。
議案第 23 号で 6 番 四木 俊一委員が該当しますので、議案審議前に退席すること
になります。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第 31 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 29 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」
農地法施行規則第 22 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を
受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

3 番 37 番なんだけど、最後宅地っていう風にあると思うんだけど、宅地もこういう所に、
小野寺委員 農地ばかりじゃなくて宅地も入るの。

吉本主査 法務局の登記が宅地でも、宅地の所を耕作して現況が農地になっている場所は、相続と
かした場合には農地法の対象になってきますので、報告の中にあがってきます。

3 番 逆はあるんだけど、こういう逆もあるの。
小野寺委員 直接委員会と関係ないんだけど、税の話すると、これは宅地分の税になるの。

吉本主査 そこは税務課で宅地として課税してるのかは、個別の案件なのでちょっとわからないで
す。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 31 号を報告済みといたします。

次に報告第32号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第32号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」
農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知
書を受理したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

3番 これは中間管理機構とかではないわけですか。
小野寺委員 まったく別。

事務局長 これは全て3条の貸し借りを解約するもので。

3番 いったん解約して管理機構に貸すのか。
小野寺委員 届出は来てない。

事務局長 まだ新しい貸し借りについては、届出は来てないです。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第32号を報告済みといたします。

次に報告第33号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第33号「農地等の現況についての照会について」
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の
結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第33号を報告済みといたします。

次に報告第34号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます

事務局長 報告第34号「農用地利用配分計画の認可に係る通知について」
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計画の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第34号を報告済みといたします。

次に議案第21号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第21号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので
審議を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

10番 現地調査は、私他2名で行いました。

三浦委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。

以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
これより議案第21号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第21号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

つづいて、議案第22号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第22号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を
別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるように要請
することの承認を求めるものであります。
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第22号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第22号は要請することに決定いたしました。

つづいて、議案第22号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

つづいて、議案第23号を上程する前に、6番 四木 俊一委員は、会議規則第11条に抵触しますので、退席します。

(四木委員退室)

議案第23号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第23号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」

贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。

なお、証明願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものであります。

(説明省略)

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第23号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議案第23号の審議が終了しましたので、6番 四木 俊一委員の入室を求めます。
(委員入室)

次に議案第24号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第24号「平成28年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃借料情報」について平成28年の農作業労働賃金等標準額及び農地賃借料情報について、別紙のとおり決定し公表するので承認を求めるものであります。
(説明省略)

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第24号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

つづいて、議案第25号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第25号「競（公）売買受適格者の証明について」
農地法第3条第1項の規定の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求めるものであります。
なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとします。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第25号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第25号は証明することに決定いたしました。

つづいて、県議案第8号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第8号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」
ご説明いたします。
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、

知事に送付するため意見を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
それでは県議案第8号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって県議案第8号は許可相当とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会2月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後3時50分 】